

北海道告示第10378-10号

北海道が平成29年度において補助金等を交付する事務又は事業、補助対象経費、補助率等を次のとおり定める。

また、次の表の左欄に掲げる事務又は事業に係る補助金等の交付の決定、補助金等の額の確定その他補助金等の交付に関する権限は、それぞれ同表の補助金等の交付に関する権限の委任欄に掲げる職にある者に委任する。

平成29年4月27日

北海道知事 高橋 はるみ

(総合政策部所管分その3)

補助金等を交付する事務 又は事業の名称及び その目的又は趣旨	補 助 対 象 者	補 助 対 象 経 費	補 助 率 等	交付申請書に添 付すべき関係書 類	実績報告書に添 付すべき関係書 類	交付申請書の提出部 数、提出期限及び提 出先	補助金等の交付 に関する権限の 委任	摘 要
<p>水資源保全推進事業 北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）に規定する水源の周辺の土地における適正な土地利用の確保を図るため、予算の範囲内で交付する。</p>	<p>市町村</p>	<p>水資源保全地域内の土地を取得し、公有地化を図る事業に要する経費のうち、土地（その土地の上にある立木竹を含む。）を購入する経費。ただし、事務費、調査費及び測量費、その他総合振興局長・振興局長が不適当と認める経費を除く</p>	<p>購入する土地が森林（森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に定める森林をいう。以下同じ。）の場合は、2分の1以内 購入する土地が森林以外の場合は、3分の1以内 （300万円を限度とする。）</p>	<p>総政第7号様式 総政第16号様式 総政第18号様式 総政第20号様式</p>	<p>総政第7号様式 総政第30号様式 総政第31号様式</p>	<p>提出部数 1部 提出期限 別に指示する日 提出先 総合振興局又は振興局</p>	<p>総合振興局長又は振興局長</p>	